

「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(素案)」 について

区は、屋外広告物を活用したシネシティ広場周辺の一体的な賑わいの創出を図るため、地域のまちづくり組織と共に、東京都景観条例第 19 条の規定に基づく大規模建築物等景観形成指針の「地域の個性を生かした景観誘導」に定める「特定区域景観形成指針(以下、「指針」という)」の策定について検討を行ってきた。今回、これまでの検討を踏まえ作成した「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(素案)」について、景観まちづくり審議会に報告する。

1 これまでの検討

区域内の土地・建物の所有者で構成される「シネシティ広場周辺まちづくりの会」において、平成 29 年 4 月から 7 月まで計 3 回にわたり、指針の内容に関する検討を行い、検討内容を基に指針の素案を作成した。なお、それらの内容に関しては、まちづくりの会の会員へまちづくりニュースで周知している。

2 「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(素案)」 資料 2、資料 3

(1) 目的

新宿区において現在定められている歌舞伎町地区の景観形成の考え方を基に、地域の景観特性をいかした、新たな景観形成方針・基準を定めることで、シネシティ広場周辺の一体的な景観形成を目指す。

(2) 指針策定による効果

指針適用区域内で都市開発諸制度等を利用する大規模建築計画を行う場合、現在都が定める基準に代えて、地域独自の基準が適用されることで、より効果的な景観誘導を推進することができる。

(3) 景観形成方針、景観形成基準等

資料 2 及び資料 3 参照

3 今後のスケジュール(予定)

平成 29 年 9 月～10 月	区民意見募集、地域説明会の実施
10 月	指針(原案)決定
11 月	景観まちづくり審議会 審議
1 月	指針(案)決定
	指針(案) 東京都へ提案
	東京都景観審議会 意見聴取
	指針認定